

令和6年度 第6回部長会（概要報告）

- ・ 日 時 令和6年9月3日（火）午前9時00分～
 - ・ 場 所 八尾市役所第2委員会室
 - ・ 出席者 市長・副市長・教育長・病院事業管理者・水道事業管理者・各部局長・理事等
-

令和6年度 第6回部長会概要記録

日時：令和6年9月3日

午前9時～

場所：8階 第2委員会室

【市長あいさつ】

皆さん、おはようございます。

令和6年度の第6回目の部長会にお集まりいただき、大変ご苦労様です。

まず、8月8日に発生した宮崎県日向灘での最大震度6弱の地震に端を発し、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。本市では、災害警戒本部をすみやかに立ち上げ、一週間にわたり、危機管理課を中心に約320名の職員に夜を徹した24時間即応体制をとっていただき、大変ご苦労をおかけいたしました。

加えて、職員の皆さんは、有事の際に担う役割や業務の再確認など、普段以上に緊張感のある1週間を過ごされたことと思います。先週には、動きも遅く、見通しを立てにくい台風10号も発生。八尾市においては、大きな被害はありませんでしたが、全国各地で線状降水帯による大雨をもたらすなど、これまでとは異なる特徴がありました。災害対応は、待ったなしの最優先事項です。市民の安全のため、今回の地震や台風を教訓として積み上げていただき、引き続き、万全の準備と日頃からの心構えをお願いしておきます。

次に、本日の案件にもありますが、このたび、職員の逮捕事案等に関する第三者による調査チームから結果報告書の提出がありました。本事案が発生した背景や原因を分析していただき、再発防止のための提言も受けたところです。長らく続いてきた内部統制の欠如をはじめ、本市の組織風土全体に対しても、極めて厳しく指摘されています。こうした様々な課題は、環境部だけでなく、全部局でしっかりと受け止めるべきと考えております。信頼を失うのは一瞬ですが、信頼を築くには、小さなことの積み重ねが大事です。部局長はもとより、全職員に読んでいただき、職員一人ひとりが公務員としての倫理観を再確認し、市民の信頼を取り戻すことが喫緊の課題であります。決して「結果報告書が提出されて終わり」ではありません。「今からスタートラインに立った」「生まれ変わる」くらいの意識のもと、全庁を挙げて課題解決に取り組むべきと考えておりますので、各部局長の協力をお願いしておきます。

先日、谷沢千賀子議員がご逝去され、私自身も大きな衝撃を受けました。谷沢議員は、病床においても最後まで市民の生活向上を考えていたと伺っています。谷沢議員のご冥福をお祈りいたします。議員と我々執行機関とは立場が異なりますが、市民の生活をより良くしていくというめざす目的は同じです。引き続き、八尾のまちづくりを力強く推し進め、市民に市政の充実を実感してもらうために自信をもって市議会と議論を重ねていきたいと

考えています。

来週から9月定例会が開会します。今期定例会は、決算審査も行われますので、9月9日から10月23日までの45日間の長い会期となります。部局長の皆さんには、しっかりと準備していただき、自信をもって答弁していただくようお願いしておきます。

まだまだ、暑い日が続いております。どうか皆さん健康には十分気を付けていただきますようお願いし、開会のあいさつといたします。

案件

1 包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について

政策企画部長

包括外部監査の結果及び意見に対し、各所管において取り組まれた改善措置等については、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、監査委員へ通知を行い、監査委員より公表が行われます。

今般、令和6年7月20日までに講じた措置等について、8月26日に監査委員へ通知しましたので、ご報告します。別添資料「改善措置等の状況」のとおり、新たに対応済みとなりました件数として、結果「5件」、意見「27件」でございます。また、改善措置等の内容については、別添資料「改善措置等を講じた事項」のとおりとなり、監査委員より本市ホームページ及び情報公開コーナーにおいて公開されるとともに、市政だより11月号にて要約内容の掲載を予定しております。

今後の取り組みにつきまして、次回、監査委員への通知は、令和7年3月頃を予定しております。各所管で前向きな検討・改善に尽力をいただいているところではございますが、迅速な対応と市民に対する説明責任を十分果たすことができるよう、引き続き取り組みいただきますようお願いいたします。

特に意見なし

2 日本生命保険相互会社との包括連携協定締結について

政策企画部長

本市では近年の複雑化・多様化する社会課題に対応し、市民の多様なニーズに応えながら行政施策を推進するため、企業や大学などの様々な主体と連携し、行政課題の解決や地域の活性化に向けて、公民連携の強化を図っております。

このような中、日本生命保険相互会社と、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び市民サービスのより一層の向上を図るため、令和6年8月9日（金）に「包括連携協定」を締結いたしましたので、ご報告いたします。

これまでも企業・大学等が持つ様々な知見・資源を市民サービスの向上や地域活性化、社会課題の解決につなげる公民連携の取り組みを進めており、本協定の締結により、同社と相互に協力し、共に社会課題の解決に取り組むことで、様々な場面で公民連携による更なる市民サービスの向上等につながることを期待しております。

なお、協定の内容や、連携項目に基づく取り組み事例等については、別添資料をご確認ください。

特に意見なし

3 職員の逮捕事案等に関する調査チームからの調査報告書の提出について 総務部長

5月9日の臨時部長会にてお知らせしました環境部職員逮捕により設置された外部の有識者による2つの調査チームから市長へ8月13日、14日に結果報告書が提出され、8月30日にその概要版が提出されましたので報告いたします。

調査報告書の概要版について、議会に議員メールにて報告するとともに、庁内グループウェア及び市ホームページに掲載し、全課メールにて各所属にも共有させていただきましたのでご参照ください。

本事案が発生したことは、本市行政に対する市民の信頼を著しく損ない、職員の信用を失墜させるものです。調査報告書から、職員の非違行為にかかる事実が明らかとなったことを受け、今後、職員の処分を予定しています。各部長及び所属長にあつては、所属職員に対して改めて服務規律の徹底に努めていただくとともに、今一度、八尾市職員倫理条例や公務員倫理について意識を強く持っていただきますようお願いいたします。

【植島副市長】

市立斎場における市民の個人情報の漏えいは、市民への影響が大きい部分があり、今後環境部として、市民の皆様にしかりと通知をして対応していきます。

職員の意識改革についても、先月8月中旬から環境部の個々の仕事を想定したオリジナルの研修素材を作り、第1回目の研修を初め、今後すべての環境部の職員で研修を体系的に行っていきます。環境部そのものの、これまでの古い体質、市民感覚とはかけ離れた体質そのものについて、根本的にしっかりと改善する取り組みを行っています。

今後しっかりと市民の方々に信頼される、そのことを1つ1つ積み上げていく必要があると考えていますので、各部局においてもすでに公開されております調査報告書の概要版について内容を確認し、このような不祥事等が今後起きないように、意識改革に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 勤務時間中の喫煙について 総務部長

タバコによる健康への影響は、喫煙者だけでなく、周囲の人々の健康にも悪影響を与えるなど、受動喫煙の防止を図るため、健康増進法に基づき、令和元年7月1日から、多くの人々が利用する施設のうち公共施設、学校や医療機関などにおいて、原則敷地内禁煙となり、令和2年4月1日からはオフィスや飲食店などでも原則屋内禁煙となっています。

本市では、これまで部長会において、職員は勤務時間中については禁煙と周知してきたところではありますが、今年度に入ってから、職員が喫煙のために長時間職場を離れていることや受動喫煙の被害に対して、職員や市民の皆様からの苦情が多数寄せられています。

そこで、勤務時間中の喫煙は、職務専念義務を定めた地方公務員法第35条に違反するものであるため、改めて勤務時間中は禁煙とすることを通知します。

各所属長を通じ、管理職はもとより全職員に対し、主旨を理解していただくとともに管理職においては他の職員の模範となるよう率先垂範していただくようお願いいたします。

なお、本庁舎外の施設職場についても、同様の取扱いをお願いします。

また、喫煙者の職員におかれましては、健康推進課や市町村職員共済組合で禁煙に関する取り組みが行われていますので、健康増進のため、この機会に積極的にご活用ください。

【こども若者部長】

窓口委託などの委託業者の職員や派遣職員についても、市民の方々から見たら市職員と識別がつかないと思いますので、委託業者などにも同じようにご協力いただくという理解でよろしいですか。

【総務部長】

その通りです。委託業者の職員等につきましても、公共施設で働いておられるわけですので、敷地内禁煙も含めて、ご協力をお願いしていただければと思います。

【村上副市長】

最近ハラスメントや喫煙ということについては、社会や所属する組織においてその取り扱い方が大きく変わってきています。それは2つ関連があると思いますが、1つはハラスメントや喫煙に対するルールや基準そのものが、かなり厳しくなっている。それは法令で決まっているものもあれば、その組織内で決められてきているものもありますが、以前と比べて格段に厳しくなっているということ、それから2つ目は、以前は大目に見るというようなことがありましたが、そういったことが無くなっている、ということがあろうかと思っています。

ハラスメントで、民間であればトップが辞任するというような事例がよく報道されていることもありますし、勤務時間での喫煙ということであれば、自治体において処分されている事例もあります。平成の中頃ぐらいまでの、勤務時間においても喫煙することが許されている時代を経験されている方にとっては、腑に落ちないということもあるかもしれませんが、これが現実であり、今のルールになっています。幹部職員の皆さんも公務員倫理に関する感覚をもう一度アップデートして、所属職員の方にも指導をお願いしたいと思っています。

5 いじめ防止シンポジウムの開催について

こども若者部長

こども・いじめ何でも相談課では、こども家庭庁の事業である「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証事業」のモデル自治体として採択を受け、いじめ問題に積極的に取り組んでいます。

この度、八尾市の取り組みを広く市民の方にも知っていただき、いじめに対する理解を深めていただくとともに、今後の八尾市の取り組みをより効果的なものとするため、「いじめ防止シンポジウム」を開催することとなりました。開催日時は、10月16日（水）、13時30分開演となっており、場所は、生涯学習センター学習プラザ4階大会議室（定員200名）で行います。シンポジウムには、やおプロモーション推進アドバイザーであります span!さんからのメッセージや、日本弁護士連合会子どもの権利委員会などでご活躍されております弁護士浜田真樹さんの基調講演、パネルディスカッションには、こども家庭庁や箕面市、子どもの発達科学研究所の方々にもご参加いただき、意見交換を行います。いじめ問題や子どもを取り巻く環境や課題について、有識者等の意見を聞くことは、本市職員にとっても有意義なものになると考えており、後日、全課メールにてシンポジウムの開催について、ご案内させていただきます。なお、開催案内は、人事課長とこども・いじめ何でも相談課の連名で出させていただきます、職員研修としての参加が可能となっておりますので、シンポジウムへの出席を希望する職員がおられましたら、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

別件ではございますが、「ほっぷ」の公式インスタグラムを開設いたしました。「hop」「yao」

で検索できますので、是非、フォローしていただきますようお願いいたします。

【大松市長】

強制ではありませんが、このシンポジウムに出席できる方はできる限り出席していただけたらと思っています。ご案内の通り、本市においては、不登校についてしっかりと取り組んでおります。先日も、教育委員会と一緒に天理市を視察しました。天理市も本市とよく似た取り組みを行っていますが、いじめ等については、それぞれ内容が本当に異なっています。こどもだけではなく、いじめのある家庭環境というのは非常に複雑な状況もあり、皆さんが仕事を行う中で、そういった気付きもあろうかと思えます。

ぜひ、しっかりと認識を深めていただくためにも、可能な限り参加をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。